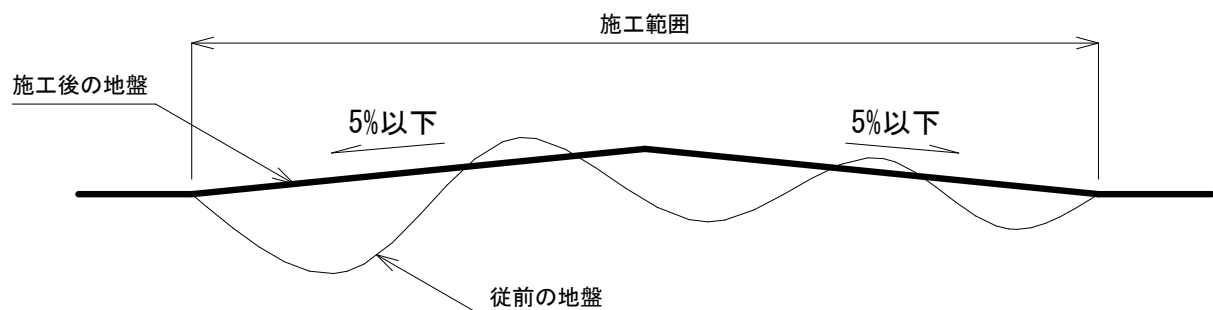


整 理 番 号	001
標 題	許可を要しない工事「グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等」の取扱い
取 扱 出 典 元	盛土規制法に係る許可申請等の手引 1. 4. 3 許可を要しない工事 表1－3 許可を要しない工事 その他法の対象外となる行為(宅地造成等の定義から外れるもの) グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等
取 扱 い	●グラウンド等の維持に必要な雨水勾配は5パーセント以下とし、勾配が5パーセントを超える土砂の敷き均しは、許可不要の対象外とする。 また、5パーセント以下の雨水勾配であっても、盛土又は切土で崖を生ずるものは、許可不要の対象外とする。 ●本取扱いについては、土地の利用目的に制限は無く、既存の土地利用の維持だけでなく、土地利用目的を変更する場合も含む。 ◎別図参照
備 考	●この取扱いは、「土地の利用に応じ必要となる、盛土の構造上安全に影響を与えない行為」として判断できる「グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等」の具体的な範囲を定めるものです。
運用開始年月	令和8年4月

「グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等」の取り扱い事例

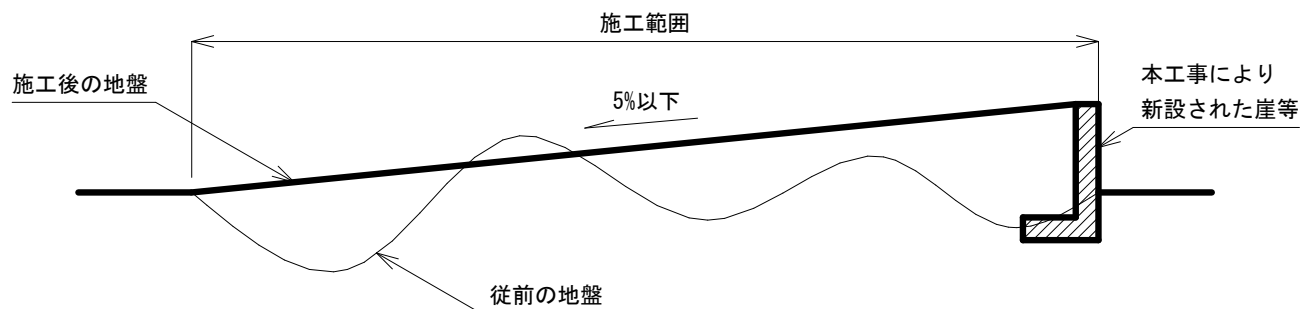
該
当
す
る

① 施工後の地盤の勾配が5%以下かつ、新たな崖等がない



該
当
し
な
い

① 施工後の地盤の勾配が5%以下だが、新たな崖等がある



② 施工後の地盤の勾配が5%を超える

